



第 8 章

都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の 地域におけるまちづくりの基本的な考え方

第8章 都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の地域におけるまちづくりの基本的な考え方

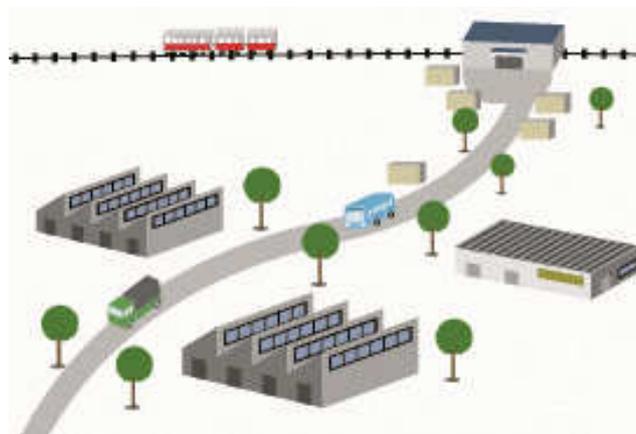
○居住環境保護区域での今後のまちづくり方針

適切な土地利用計画などにより低層住宅で形成された市街地においては、ゆとりある快適な居住環境を維持・保全します。また、山麓部などの災害危険性のある地域においては、災害情報を提供・周知するとともに災害防止のための対策を進めます。



○産業促進区域での今後のまちづくり方針

都市活力の源となる臨海工業地においては、企業バス等の運行を検討し地域交通の利便性向上や、駅周辺に都市機能の集積を図ることによって生活・労働環境を充実させ、持続可能な産業空間を創出し産業振興に資するまちづくりを目指します。



○市街化調整区域での今後のまちづくり方針

「市街化を抑制する区域」という区域本来の性格を基本としたまちづくりを推進しつつ、自然環境との調和や居住環境の保全、地域資源や既存の都市施設を活かした土地利用を図ります。また、特別指定区域制度⁴や地区計画を活用することにより、地域の特性や実情に応じた、地域住民が主体となったきめ細やかなまちづくりを推進します。

○都市計画区域外での今後のまちづくり方針

都市計画区域外である家島地域、夢前地域、安富地域においては、姫路市都市計画マスタープランにおいて定められている地域づくりの方針に基づき、自然環境の適正な保全・管理を図るとともに、既存集落等の現在の住環境を維持し良好な地域環境を形成するまちづくりを推進します。

⁴条例に基づき、住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化等に必要な建築物の立地を可能とする制度